

北秋田市移住者住宅支援事業のお知らせ

北秋田市外から定住の目的で北秋田市へ転入し、市内に住宅を新築又は購入した方を対象に、移住者住宅購入費等助成金を交付します。



◎対象となる方

▽北秋田市への転入者であること。助成金対象転入者は下記のとおりです。

- Uターン者** 市民であった方が市外に転出し、5年以上市外で生活した後、再び北秋田市に住居登録した方
- Iターン者** 市外出身者であって、新たに北秋田市に住居登録し、生活の基盤が北秋田市にある方



◎対象費用

▽定住用住宅の新築及び建売(未使用のもの)又は中古住宅の購入に要した費用(土地代含む)
 ※新築及び建売については、市内建築業者が建築した住宅
 ※中古住宅については、申請者の親族(4親等以内)以外からの購入物件に限る



◎助成額

▽一般世帯の場合 **取得額の20% 限度額 65万円**
 ▽子育て世帯の場合 **取得額の40% 限度額130万円**

子育て世帯とは... 18歳以下(平成13年4月2日以降生まれ)の子と同居している世帯

◎対象物件

▽住民登録日の前後1年以内に取得した住宅



◎申請時期

▽住民登録後1年以内



◎返還規定

▽助成金の交付を受けた日から、5年以内に市外へ転出した場合、交付を受けた額の全額を返還

【フラット35】の金利引下げ制度について

北秋田市では、住宅金融機関と連携し「移住者住宅支援事業」と併せて全期間固定金利住宅ローン「フラット35」を利用する場合、金利の引下げ(当初5年間、0.25%引下げ)を受けられます。

助成金の対象とならない方

- 転勤等で一時的に住居登録した方
- 公務員として就職のため、住居登録した方
- 福祉施設等への入所目的で住居登録した方
- 勉学のため転出し、終了により再び住居登録した方
- 市税に滞納がある方
- 過去にこの要綱による助成金を受けている方
- その他、市長が不適当と認めた方

【お申し込み・お問い合わせ】都市計画課 都市計画住宅係 ☎72-5246 📠72-4747

若者支援

◎北秋田市奨学金等返還支援制度

奨学金の返還額の一部を助成し、将来を担う若者の「きたあきた暮らし」を応援します。また、秋田県でも平成29年度から同様の支援制度を開始しており、いずれの受給要件も満たす方については、希望に応じた下記の受給方法を選択することができます。

- ①市と県の助成を同時に受給する『併用型』
- ②県の助成終了後に市の助成金を受給する『連動型』

助成期間 交付初年度から最大で60か月分

助成率・助成上限額

国家資格に基づく就労の場合
 年返還額の1/2、助成上限年額20万円

上記以外で就労している場合
 年返還額の1/3、助成上限年額13万3千円



支援金

◎北秋田市移住支援事業

東京圏からのAターン就業者に最大100万円の移住支援金を支給します。

交付条件

- ①移住前に連続して5年以上、東京23区に在住していたこと、又は、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県)へ在住し連続して5年以上、東京23区へ通勤していたこと。
- ②県で選定するマッチング支援対象企業へ就業すること。

交付金額

2人以上の世帯での移住による場合
 100万円/世帯

単身での移住による場合
 60万円/世帯



登録

◎北秋田市移住希望者登録

北秋田市への移住・Uターンを考えている皆さまに、助成制度や移住相談会などの移住・Uターンに関する支援情報などを提供します。登録すると活用できる移住・定住支援制度が広がります。

登録対象者

北秋田市外に住居を有し、北秋田市に移住を希望する方、または北秋田市への移住に関心を持っている方



住まい応援

◎北秋田市移住者

住まい応援助成事業

秋田県外から北秋田市に移住した方の移住初期の経済的な負担軽減を図るため、移住のときに生じた費用の一部を助成します。

助成対象

- ①引越し費用(引越し費用と暖房器具など積雪地特有の冬季生活必需品購入費用)
- ②普通自動車運転免許取得費用(自動車教習所入校料、教習料、検定料、教材費諸経費)
- ③家財処分費用(空き家バンク登録物件を賃貸借する場合の仏壇等不用品家具処分費用)

助成上限

- ①引越し費用+②普通自動車運転免許取得費用最大20万円(※)
- ※ただし、子育て世帯は18歳以下の世帯員1人につき5万円加算
- ③家財処分費用最大5万円
- ※北秋田市移住希望登録者が対象となり、その他諸条件があります。

北秋田市

移住 ついで 住んで みて

移住・定住支援制度の紹介

移住には北秋田市から進学や就業で市外に一旦出た方が戻ってくる、いわゆるUターンも含まれます。ご家族やご親族などで身近に「北秋田市に戻って来たい」という方が居られましたら、お気軽にご相談ください。



各種制度の詳細や申請方法、必要書類は直接お問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

【お問い合わせ】

①②③については 総合政策課 移住・定住支援室 ☎62-8002
 ④については 商工観光課 商工労働係 ☎62-5360